



JASDAQ

平成29年2月16日

各 位

会 社 名 **ソレキア株式会社**

代 表 者 名 代表取締役社長 小林 義和
(JASDAQ・コード番号 9867)

問 合 せ 先

役職・氏名 取締役総務部長 針生 貞裕

電 話 03-3732-1131

佐々木ベジ氏による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、平成29年2月3日に佐々木ベジ氏（以下「公開買付者」といいます。）により開始された当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社取締役会は、本公開買付けが中長期的な観点で当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上に資するものであるといえるかについて、引き続き、情報収集、評価・検討等を行い、速やかに、当社取締役会としての株主の皆様への意見の表明をさせていただく予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 氏 名	佐々木ベジ	
(2) 住 所	東京都千代田区神田東松下町	
(3) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	公開買付者の特別関係者であるフリージア・マクロス株式会社は、当社株式 58,600 株（所有割合（注）：6.75%）を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

（注）「所有割合」とは、当社が平成29年2月10日に提出した第59期第3四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年12月31日現在の当社の発行済株式総数である1,016,961株から本四半期報告書に記載された同日現在当社が所有する自己株式数149,049株を控除した数である867,912株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、所有割合について同じとします。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,800円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成29年2月3日に公開買付者により開始された本公開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討してまいりましたが、本日開催された当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見を留保することを決議いたしました。

平成29年2月3日、公開買付者は、当社株式を取得することを目的として、同日から本公開買付けを開始することを公表しましたが、本公開買付けは、当社に対して何ら事前の通知・連絡もないまま突然公表され、一方的に開始されたものです。

かかる状況の下、当社は、本公開買付けの公表後、直ちに、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その助言・協力を受けながら、本公開買付け及び公開買付者に関する情報を収集するとともに、公開買付届出書において開示された情報を分析し、本公開買付けに対する当社の意見を表明するため、評価・検討を進めてまいりました。

しかしながら、かかる情報のみでは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針、本公開買付けにおける買付価格の根拠その他の本公開買付けの評価・検討にあたり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確とはなりません。そのため、当社取締役会は、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、かかる情報のみでは不十分であると考えております。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、さらに慎重に評価・検討を行うべく、後記第7項及び別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断いたしました。なお、本公開買付け開始直後に公開買付者から当社との協議の申し出がありましたが、当社といたしましては、公開買付者の回答を受領した後に協議の必要性を判断したいと考えております。

公開買付者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の10第11項及び同法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第13条の2第2項の規定に従い、本日当社が提出した意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、金融商品取引法第27条の10第11項に規定

の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者が公開買付届出書において開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場（以下「J A S D A Q 市場」といいます。）に上場されております。

公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、買付予定数の上限を 364,700 株と設定していることから、本公開買付け後の公開買付者及びその特別関係者であるフリージア・マクロス株式会社（以下「フリージア・マクロス」といいます。）の所有株式数合計は最大で 423,300 株（所有割合：48.77%）にとどまる予定であるため、当社株式は引き続き J A S D A Q 市場における上場が維持される見込みとのことです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けによって買付予定数の上限(364,700株)まで当社株式を取得できなかった場合でも、現時点では、当社株式を追加的に取得する予定はないとのことです。

もっとも、公開買付者は、本公開買付け後、その経営方針について十分な理解を得られないと判断した場合においては、当社株式を追加的に取得した上で、株主としての権利をより高めていく可能性、すなわち公開買付者の議決権比率を高めていく可能性もあるとのことです。そのため、当社は、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、対応について慎重に検討する予定です。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けによらないで、フリージア・マクロスとの間で、フリージア・マクロスが所有する当社株式 100 株を、本公開買付けの買付等の期間中（以下「公開買付期間」といいます。）に買付等の価格である 2,800 円にて買い受ける旨の株式譲渡契約を締結しているとのことです。公開買付者による 100 株の当社株式の取得の目的は、公開買付期間中において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 125 条第 2 項に基づく、株主名簿の閲覧又は謄写の請求を、当社に対して行うためとのことです。

また、公開買付者は、フリージア・マクロスとの間で、58,600株のうち上記株式譲渡契約に基づいて公開買付者に譲渡する100株を除く58,500株の全てにつき、本公開買付けに応募しない旨及び係る議決権について、公開買付者の指示に従って公開買付者と同一の内容でこれを行行使する旨を、平成29年2月2日付けで合意しているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照ください。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以上

公開買付者に対する質問

第1 公開買付者らについて

- (1) 公開買付者が取締役、執行役又は監査役として経営に関与している全ての会社（但し、以下に定義するフリージアグループを除きます。以下「公開買付者関与会社」といいます。）について、その名称、所在地、事業内容、株主・社員構成、代表者の役職・氏名、従業員数、公開買付者が経営に関与するに至った経緯をご説明ください。
- (2) 公開買付者関与会社及びフリージア・マクロス株式会社（以下「フリージア・マクロス」といいます。）の全ての子会社・関連会社（以下、フリージア・マクロスとあわせて「フリージアグループ」といいます。）各社につき、以下の点をご説明ください。
 - ① 過去5年間のROE及びPBRの推移
 - ② 役員及び従業員に関するインセンティブ制度の導入状況及びその概要（特に、公開買付届出書においてROE経営のための施策として記載されている、全役員及び全従業員に対するストック・オプションの付与、現金手当の支給の有無を含みますが、これらに限られません。）
 - ③ 役員及び従業員の持株比率向上に係る資本政策の実施状況

第2 本公開買付けに至った経緯について

1 当社株式の取得の経緯について

フリージア・マクロスが平成28年11月10日に提出した大量保有報告書によれば、フリージア・マクロスの当社株式の保有目的は、純投資及び政策投資とあります。また、公開買付届出書においても、フリージア・マクロスは、平成27年4月以降、純投資を目的として当社株式を取得したとされております。他方で、公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針」「① 本公開買付けの目的及び背景」によれば、公開買付者は、フリージア・マクロスが当社の上位株主となった平成28年以降（すなわち、上記大量保有報告書提出以降）、当社との対話を通じて当社にROE経営を導入しようと企図していたことがうかがわれます。公開買付者がかかる意向を有していたにもかかわらず、公開買付者が取締役会長を務めるフリージア・マクロスによる当社株式の保有目的を純投資及び政策投資としていた理由についてご説明ください。また、フリージア・マクロスによる当社株式の取得後、本公開買付け開始までの間にその保有目的に変更があった場合には、変更の内容及び当該変更に至った経緯・時期を具体的かつ詳細にご説明ください。

2 本公開買付けの検討について

- (1) 公開買付届出書に記載された公開買付者が個人にて本公開買付けを実施する理由について、以下の点をご説明ください。
 - ① 「本公開買付けの目的を対象者の全役員及び全従業員や株主に説明する場面においては、個人としてリスクを取った意思・意見である方が、明確かつ責任感のある内容として伝わる」という点に関し、過去実施された技研興業株式会社株式に対する公開買付けにおいては、公開買付者個人でなく、フリージア・マクロスの子会社であるフリージアトレーディング株式会社が当該公開買付けを実施しております。当該公開買付けと本公開買付けにおける役員や従業員への説明の必要性の違いにつき、ご説明ください。
 - ② 当初はフリージア・マクロスが当社株式の取得を進めていたにもかかわらず、公開買付者が個人として本公開買付けを行うことを決定した経緯及び時期についてご教示ください。
 - ③ 公開買付者が個人として本公開買付けを実施することに関して、公開買付者及び当社にとって、それぞれどのようなリスクがあると認識しているか、ご教示ください。
- (2) 本公開買付けの検討及び開始にあたり、公開買付者がフリージアグループとの間で、買付資金の調達、本公開買付け後の経営方針及び提案内容、当社株式の追加取得又は継続保有の方針について協議を行った場合には、その内容をご教示ください。
- (3) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 本公開買付けの概要」に本公開買付けの理由として記載されている ROE 及び PBR 倍率の低さについて、同等の水準にある企業はその他多数存在するかと思料いたしますが、その中で当社を本公開買付けの対象とした理由をご説明ください。

3 公開買付けに関する事前の通知・連絡を行わなかった点について

- (1) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 本公開買付けの概要」によれば、当社の ROE 経営を実現するためには、当社の相当数の役員と従業員が公開買付者の方針に賛同して、自ら主体的に社業発展のために取り組むことが必要不可欠であると考えているとのことですが、本公開買付けは、当社に対して何ら事前の通知・連絡もなく、当社との協議もないまま突然公表され、一方的に開始されました。公開買付届出書によれば、その理由として、「何らかの買収防衛策が導入される可能性」や「情報漏洩等が万が一発生した場合、会社の業績や実態と関係なく株価が一時的に大きく変動し」、当社の株主や当社の「潜在投資家の投資判断に影響を与えてしまう可能性」があったことが挙げられていますが、この点について、以下の質問にご回答ください。
 - ① 買収防衛策については、公開買付届出書でも言及されている「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5や有価証券上場規程等においてその指針が示されているところであり、導入を避けるべきとされているわけではございません。当社に対して事前に通知・連絡を行うことで不当な買収防衛策が導入される可能性があるかと懸念された具体的な理由があるのであれば、具体的かつ詳細にご説明ください。
 - ② 事前に当社に対して通知・連絡することなく、本公開買付けに対する当社の意見表明を得ないまま

本公開買付けを開始することが当社のステークホルダーの皆様（株主のみでなく、役員、従業員及び取引先を含みます。）にもたらす不安・混乱等の影響、ひいては当社の企業価値に及ぼす影響について、いかなる評価・検討を行った上で、事前の通知・連絡をしないという判断をされたのかにつき、ご説明ください。

- (2) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 本公開買付けの概要」によれば、公開買付者は、当社の第58期第2四半期末（平成27年9月末）以降、当社からフリージア・マクロスに対して何らかの手段により対話促進のための働き掛けが図られることを期待していたとのことですが、当社としては、法令及び金融商品取引所規則に基づく開示のほか、営業報告書等のリリースを適宜行うことで、株主様に情報を提供するとともに、当社ウェブサイト上に「株主・投資家情報のお問い合わせ」として窓口を設置し、株主様からのご提案やご意見を常時受け付け、回答に努めるなど、株主様との対話に努めております。公開買付者又はフリージア・マクロスが当社との対話を希望されるのであれば、かかる窓口を利用して当社とコンタクトを行い、PBR向上のための施策とROE経営の導入に係る協議を申し入れ、提案が受け入れられなかった場合に影響力を高めるために公開買付けの実施を検討するという対応もありえたにもかかわらず、フリージア・マクロスが当社株式を取得して以降、本公開買付けの開始に至るまで一切当社とコンタクトすることなく、直ちに本公開買付けの開始に至った理由をご説明ください。

第3 本公開買付け後の方針について

1 本公開買付け後の当社の経営方針及び提案内容について

- (1) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針」によれば、公開買付者が個人にて本公開買付を実施する理由の一つとして、公開買付者自身の過去の経営改善実績を活かす趣旨もあるとのことですが、当社グループの主要事業に対する公開買付者の理解・認識（各事業の業界・事業環境の現状及び将来の見通し、当社グループの業界における位置付け、それらを前提とした中長期的な経営方針を含みます。）についてご説明ください。また、公開買付者が当社グループと同一又は類似の事業の経営に関与した経験がある場合には、その内容を具体的かつ詳細にご説明ください。
- (2) 上記(1)にてご説明いただいた当社グループの業界・事業環境の現状、将来の見通し及び当社グループの業界における位置付けを踏まえて、公開買付者が当社に関してROE及びPBR倍率を重視されていないと考える具体的な根拠（同業他社との比較を含みます。）がありましたら、ご説明ください。
- (3) 公開買付者としては、ROE経営導入に関する当社に対するアドバイスとして、①従業員の士気を高めるための競争原理の導入のための助言、②取引先の拡販のための助言、③仕入先の多様化によるコストダウンのための助言等を想定されているとのことですが、当社においてかかる対応が欠如していると考えられる具体的な根拠がありましたら、ご教示ください。また、現在想定されている具体的な助言の内容及び

それによる業績改善の見込みにつき、ご説明ください。

- (4) 本公開買付け後、公開買付者関与会社又はフリージアグループ各社と当社との間で想定される事業上のシナジーがありましたら、具体的かつ詳細にご説明ください。
- (5) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針」記載の「ROE 経営」の諸施策につき、以下の質問をご回答ください。
- ① 公開買付届出書によれば、公開買付者が過去様々な事業会社で培った海外からの技術・資材の調達及び外注先の発掘等の経験は、当社の業務改善に寄与できるとのことですが、「海外からの技術・資材の調達及び外注先の発掘等の経験」の内容につき、具体的かつ詳細にご説明ください。また、かかる経験が当社のどの事業分野においてどのように業務改善に寄与できると考えられるのかについて、具体的かつ詳細にご教示ください。
 - ② 公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社のPBR及びROEが低い水準にあるとし、その原因について、「商品の仕入れ及び販売に関し創業時から継続的に取引をする慣行的取引先への依存度が高く、株主のための利益追求よりも安易な取引形態を優先している点にあると推察しており、対象者においては、海外の競争力のあるサプライヤーや競争相手を含めて他社の技術を取り込むことに挑戦していない状況である」とあります。「海外の競争力のあるサプライヤー」等からの調達にシフトした場合に当社の事業に及ぼす影響について、メリット・デメリットとして現在想定されていることを具体的かつ詳細にご教示ください。
 - ③ ROE 経営の指標として、「目標利益率」を用いるとありますが、当該指標が不公平の生じない評価を導き出すとの根拠は何でしょうか、ご教示ください。
 - ④ 公開買付届出書において、「ROE 経営の主要素である資産や負債の圧縮」との記載がありますが、現時点で圧縮すべき対象として想定している資産及び負債の内容及び額、圧縮するための具体的な手段についてご教示ください。
 - ⑤ ROE 経営実施のため全役員及び全従業員との定期的な会議を実施するとのことですが、当社には、平成28年3月31日時点において、連結ベースで831名、単体でも801名の従業員が在籍しております。どのように全従業員との定期的な会議を実施することを予定しているのか、具体的かつ詳細にご説明ください。これまでにフリージアグループ各社で全従業員との定期的な会議を実施した経験があれば、その具体的な方法及び実施による具体的な成果・業績への影響もご説明ください。
 - ⑥ ROE 向上の手段として、自社株式取得を検討されているか否か、及び、多額の配当の実施を検討されているか否かにつき、ご教示ください。
- (6) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針」によれば、「ROE 経営」をより効果的な施策とするためには、「ROE 向上のための全社的な活動が全役員及び全従業員自身の給与面にも直接連動するインセンティブ設計が肝要」とのことですが、インセンティブに関して以下の質問にご回答ください。
- ① 公開買付者が想定しているインセンティブ制度において用いることを想定している指標又は業績の評価方法について、具体的かつ詳細にご教示ください。

- ② 当社の同業他社において、公開買付者が想定しているものと同様のインセンティブを導入した実例がありましたら、従業員の満足度及び定着率の変化並びに業績への影響についてご教示ください。
- ③ 公開買付者が想定している、全役員及び従業員へのストック・オプションの付与について、全役員及び全従業員と協議の上で決定するとのことですが、現時点で公開買付者が想定しているストック・オプションの設計・付与数（ストック・オプションの行使により全役員及び全従業員が取得することとなる株式数を含みます。）を具体的にご教示ください。
- ④ 公開買付者が想定している、全役員及び全従業員の各々の業績への貢献度に応じて月次ベースで支給される現金手当について、報酬・賃金体系における位置づけ、現金手当の報酬・給与に占める比率などを示しながら、具体的にご説明ください。また、「現金手当の従業員への分配額はグループの責任者が決定する」とされていますが、決定の公平性、妥当性を確保するためのルールをどのように考えているのか、公開買付者の関与された企業での導入実績とともに詳細にご教示ください。

(7) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 本公開買付けの概要」によれば、公開買付者は、本公開買付けの開始後、当社の全役員及び全従業員の持株比率向上に係る資本政策に関する協議を申し出る予定とのことですが、以下の質問にご回答ください。

- ① 公開買付者の想定している資本政策につき、具体的かつ詳細にご説明ください。
- ② 当社においては、従業員持株会が長きにわたって当社の発行済株式総数の8%以上を保有する大株主として存在しています。また、役員及び多数の従業員が個人名義で当社株式を長期的に保有しています。かかる状況を踏まえて、さらにインセンティブ制度の導入が必要であるとする理由について、詳細かつ具体的にご説明ください。

2 本公開買付け後の当社の経営への関与の方針について

(1) 本公開買付けには、買付けを行う株券等の数に下限は付されていませんが、公開買付者は、本公開買付けの後、取得した当社株式及び当社の運営に関してどのように対応する予定か、本公開買付け後の公開買付者及びフリージア・マクロスの議決権割合が、①3分の1以下であった場合、②3分の1超であった場合のそれぞれの場合ごとに、現時点での具体的な予定を明確かつ詳細にご説明ください。

(2) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数の上限を364,700株とし、本公開買付け後の公開買付者及びフリージア・マクロスの所有株式数の合計は、最大で423,300株（所有割合：48.77%）となることが予定されておりますが、公開買付者及びフリージア・マクロスの合計所有割合が48.77%となった場合、過去の当社株主総会における議決権行使比率（平成28年6月29日開催の当社第58期定時株主総会における議決権行使比率は70.01%）を踏まえますと、事実上、当社の株主総会において特別決議事項を可決することができ、支配権を有することとなります。公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 本公開買付けの概要」によれば、本公開買付けは、当社においてROE経営を重視し、株式価値を高めることを目的として実施するものであるとのことですが、かかる公開買付者の目的との関係で、公開買付者及びフリージア・マクロスの合計所有割合を48.77%とする必要性・相当性についてご説明ください。

- (3) 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針」によれば、本公開買付け後、平成29年6月開催予定の当社の定時株主総会又はその前後の時期に開催する臨時株主総会において、公開買付者又はその指定する者を当社役員として派遣することを検討しているとのことですが、当該役員について、当社における役職又は役割及び人数についていかなる想定をされているかにつき、ご説明ください。また、かかる役員候補については、現時点では未定とのことですが、候補を選定するにあたっての基準や想定している人物像について、具体的かつ詳細にご説明ください。

3 本公開買付け後の当社株式の追加取得・継続保有に関する方針について

公開買付者又はフリージア・マクロスによる今後の当社株式の追加取得又は継続保有の予定について、以下の点をご説明ください。

- ① 公開買付届出書「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(3) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定」によれば、公開買付者は、「本公開買付け後、一定の株式を保有する株主として対象者の全役員及び全従業員との対話を進め、ROE 経営の重要性について真摯に議論」されたいと考えているとのことですが、その結果、かかる経営方針について十分な理解を得られないと判断した場合においては、当社株式を追加的に取得する可能性があるとのこと。当社の全役員及び全従業員のうち、多くが公開買付者の経営方針に賛同しなかった場合にも、公開買付者の経営方針について十分な理解が得られなかったとして、当社株式を追加取得のご意向という理解でよろしいでしょうか。
- ② 本公開買付け後の公開買付者による当社株式の保有方針及び投下資本の回収方針についてご説明ください。特に、本公開買付け後、公開買付者が所有することとなる当社株式について、第三者（フリージア・マクロスを含みます。）に対する売却、担保設定その他の処分を行う予定がある場合には、その詳細についてご説明ください。また、現時点ではかかる処分を予定していない場合でも、将来的に行う可能性がある場合には、その判断基準についてご説明ください。

以上